

株式交換に関する事後開示書面

令和5年2月3日

株式会社フォーシーズ HD

令和5年2月3日

株式会社フォーシーズHD
代表取締役 天童 淑巳

株式交換に係る事後開示書面

当社は、2023年1月13日開催の取締役会において、株式会社i i y（以下、「i i y社」といいます。）の発行済株式の一部を取得（以下「本株式取得」といいます。）したうえで、当社を株式交換完全親会社、i i y社を株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」といい、本株式取得と総称して「本完全子会社化」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）及び株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日
令和5年2月3日
2. 株式交換完全子会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
 - （1）差止請求
i i y社の株主から、本株式交換の差止請求はありませんでした。
 - （2）反対株主の買取請求
反対株主の買取請求について該当はありません。
 - （3）新株予約権買取請求
新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。
 - （4）債権者の異議
新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過
 - （1）差止請求
本株式交換は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換であるため、差

止請求は認められていません。

(2) 反対株主の買取請求

本株式交換は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換であるため、反対株主の買取請求は認められておりません。

(3) 債権者の異議

本株式交換において、株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等は株式交換完全親株式会社の株式のみのため、会社法第 799 条第 1 項各号に該当せず、該当事項はありません。

4. 株式交換により 株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
普通株式 28 株

5. その他株式交換に関する重要な事項

(1) 当社は、会社法 796 条 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法 795 条 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法 796 条 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した当社の株主はありませんでした。

また、i i y 社は、会社法 783 条 1 項の規定により、2023 年 1 月 13 日開催の臨時株主総会の決議によって、本件株式交換契約の承認を得ております。

(2) 当社は、本件株式交換が効力を生ずる時点の直前時の i i y 社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する i i y 社の株式 1 株に対して当社の株式 6,363.636 株の割合をもって i i y 社の普通株式を割当て交付しました。当社が交付した株式の総数は 178,181 株です。

(3) 本件株式交換により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

① 資本金 0 円

② 資本準備金 会社計算規則 39 条に従い当社が別途定める額

③ 利益準備金 0 円

以 上

【別添】

会社法第794条第1項に定める事前備置書類
(株式交換に係る事前開示事項)

2023年1月13日
株式会社フォーシーズHD

2023年1月13日

株式交換に係る事前備置書類

福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
株式会社フォーシーズHD
代表取締役社長 天童 淑巳

当社を株式交換完全親会社、株式会社 i i y（以下「i i y」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うに際して、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容

別添1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

別添2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項

(1) i i y の最終事業年度（2021年11月期）に係る計算書類等の内容

別添3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日（2021年11月30日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) i i y の最終事業年度の末日（2021年11月30日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日（2022年9月30日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 当該事象の内容

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である株式会社Cure（本店所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目11番13号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。

(2) 当該事象の発生日

2022年11月11日（取締役会決議日及び合併契約締結日）

2023年1月1日（合併効力発生日）

(3) 当該事象の損益に与える影響額

現段階におきましては合併による影響は連結会計におきましては影響はございません。

株式交換契約書

株式会社フォーシーズ HD（以下「甲」という。）と株式会社 i i y（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

本契約に定めるところに従い、乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲の有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本株式交換を行う当事会社の商号及び住所は、次の各号に定めるところである。

① 株式交換完全親会社（甲）

商号：株式会社フォーシーズ HD

住所：福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号

② 株式交換完全子会社（乙）

商号：株式会社 i i y

住所：東京都世田谷区祖師谷一丁目21番16号

第3条（本株式交換に際して交付する株式数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、第2項の割合で定めた甲の普通株式を甲が有する自己株式から交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式 6,363.636 株の割合をもって割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対し、その交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換で増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- | | |
|------------|------------------------|
| （1）資本金の額 | 0円 |
| （2）資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額 |
| （3）利益準備金の額 | 0円 |

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年2月3日とする。
但し、本株式交換の手続きの進行上の必要性やその他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第6条（取締役会等の承認等）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、取締役会を開催し、本契約の承認及び株式交換に必要な事項に関する取締役会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、その全ての株主に対して本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関して提案を行い、当該提案に対する同意の意思表示を求めるものとする。
3. 前二項については、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第7条（剰余金の配当）

甲及び乙は、別途書面により合意する場合を除き、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、剰余金の配当を行ってはならない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（本株式交換の条件の変更及び中止）

効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の経営、事業、財産状態及び経営成績に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意により本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、第6条1項に定める甲の取締役会の承認若しくは第6条2項に定める乙の全ての株主から同意を得られていないとき、本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令等に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第 11 条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第 12 条（管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙と協議し合意により、決定する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 1 月 13 日

甲 福岡県福岡市中央区薬院一丁目 1 番 1 号
株式会社フォーシーズ HD
代表取締役 天童 淑巳



乙 東京都世田谷区祖師谷一丁目 21 番 16 号
株式会社 i i y
代表取締役 大前 光



会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる
事項についての定め相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

株式交換完全親会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対して交付する交換対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	i i y (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	6,363,636
本株式交換により交付する株式数	普通株式：178,181,808株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る株式の割当比率

i i y の株式1株に対し、当社の普通株式6,363,636株を割当て交付いたします。但し、効力発生日（2023年2月3日予定）時点において当社が有する i i y の株式については、本株式交換による株式の割当て交付は行いません。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

普通株式：178,181,808株（予定）（本株式交換にあたり、当社の自己株式より交付予定です。）
なお、当社が交付する普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条の規定に従い処理します。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

当社及び i i y は、2022年9月頃から、両社の事業統合に向けて、本株式交換に関する協議及び検討を開始いたしました。

当該協議及び検討を進めるに当たり、当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の公正性及び妥当性を確保するため、当社及び i i y から独立した第三者算定機関である株式会社アーク・フィナンシャル・インテリジェンス（以下、「アーク」といいます。）に本株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は、アークより提出を受けた分析結果（詳細は下記②をご参照ください。）を参考としつつ、当社及び i i y 並びにその関係会社の財務状況、資産の状況、将来の見通しや事業上のシナジー等の要因を総合的に勘案し、両社で本株式交換比率について慎重な検討・交渉・協議を行った結果、上記(1)記載の本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

②算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び当社との関係

第三者算定機関であるアークは、当社及び i i y の関連当事者には該当せず、重要な利害関係もありません。

(ii) 算定の概要

上記①のとおり、当社は、本株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関であるアークに本株式交換比率の算定を依頼することといたしました。当社は、

2023年1月13日開催の取締役会に先立ち、アークより以下の算定結果を内容とする算定書を2023年1月12日付で受領しております。

アークは、当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法による算定を行いました。

他方、i i yについては非上場会社であり市場株価が存在しないため、一般的な算定方法として、i i yと類似の事業を営む上場会社が複数存在することに鑑み類似会社比較法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に適正に反映するためにDCF法による算定を行いました。その結果として、当社の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率のレンジ
当社	i i y	
市場株価法	類似会社比較法	2,805,238円～3,138,438円
	DCF法	2,601,317円～2,950,070円

市場株価法については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2023年1月12日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の算定基準日終値、直近1ヶ月間の終値平均株価、直近3ヶ月間の終値平均株価、及び直近6ヶ月間の終値平均株価）による評価を行い、その結果、1株当たり434.00円～457.27円として算定しております。

類似会社比較法について、i i yと比較的類似する事業を営む上場会社の収益性を示す財務指標との比較を通じて評価を行い、その結果を基に株式交換比率のレンジを2,805,238円～3,138,438円として算定しております。

DCF法については、i i yの事業計画及び直近までの業績の動向等の諸要素を考慮したi i yの収益予想に基づき、i i yが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて評価を行いました。なお、算定の前提とした財務予測は、i i yから提出された2017年11月期から2021年11月期までの事業計画を基礎としておりますが、経済動向が不透明であること、統合後の事業シナジーを厳密に測定することが困難であること等から、2022年11月期以降も2021年11月期の業績が続くことを前提として評価しております。また、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。その結果を基に株式交換比率のレンジを2,601,317円～2,950,070円として算定しております。

アークは、本株式交換比率の算定に際して、当社及びi i yから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、アークは当社、i i y及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。アークの株式交換比率算定は、2022年12月15日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社及びi i yの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及びi i yの各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、第三者算定機関であるアークによる本株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。

③上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い当社が上場廃止となる見込みはありません。

④公正性を担保するための措置

(i) 第三者算定機関からの算定書の取得

当社及びi i yは、ともに第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得しておりませんが、本株式交換の公正性を担保するため、本株式交換の実施に当たり、当社は、当社及びi i yから独立した第三者算定機関であるアークに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、i i yとの間で真摯に協議・交渉を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて、2023年1月13日開催の取締役会において決議いたしました。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は弁護士法人菰田総合法律事務所を、i i yは日比谷中田法律事務所を、それぞれ法務アドバイザーとして選定し、本株式交換の方法及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受け、当該助言を踏まえ、本株式交換契約締結の決議又は決定を行っております。

⑤利益相反を回避するための措置

(i) 株主総会での承認

本株式交換は当社にとって簡易株式交換（会社法第796条第2項）の要件を充足し、当社の株主総会において本株式交換契約の承認を受ける法律上の必要性はありませんが、当社は、本株式交換に関する公正性、透明性及び客観性を担保するため、本株式交換契約について取締役会を開催し、その承認を受けております。

(ii) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

本株式交換に係る2023年1月13日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役7名（社外取締役4名）全員が本株式交換に係る審議及び決議に参加し、参加した当社の取締役の全員一致で決議が行われております。また、当社の監査役3名（社外監査役2名）全員は、本株式交換に係る2023年1月13日開催の取締役会の審議に参加し、本株式交換契約を締結することに異議は述べておりません。

2. 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社株式は東京証券取引所（スタンダード）において取引されており、本株式交換後において市場における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により当社において増加する資本金および準備金の額については以下のとおりです。かかる資本金及び準備金の額は、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

資本金の額 0円

資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い、当社が別途定める額

利益準備金の額 0円

i i y の最終事業年度（2021年11月期）における計算書類等
下記の計算書類等は、公認会計士又は監査法人による監査を受けておりません。

事業報告

第2期（自令和2年12月1日至令和3年11月30日）

1. 会社の状況に関する重要な事項

当事業年度においてわが国は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が収束しておらず、また、緊急事態宣言が発令されたことにより、消費と経済活動は制限を余儀なくされております。ワクチンの接種開始など前向きな材料も出ておりますが、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような外部環境の中、当社は、女性用インナーウェアの企画・販売業を営んでおります。前期に販売を開始したナイトブラの顧客満足度が高く、順調に売上を伸ばし、Amazon売れ筋ランキングで1位を獲得しました。また、新商品として着圧レギンスの追加を行っております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高234,821千円、営業利益41,223千円、経常利益40,428千円、当期純利益26,550千円となりました。

2. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

該当事項はありません。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

決 算 報 告 書

(第 2 期)

自 令和 2年12月 1日
至 令和 3年11月30日

株式会社 i i y

貸 借 対 照 表

令和 3年11月30日 現在

株式会社 i i y

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	136,854,886	【流動負債】	27,028,213
現 金 及 び 預 金	79,627,186	買 掛 金	144,570
売 掛 金	6,475,478	未 払 金	2,753,704
貸 倒 引 当 金	-64,000	未 払 費 用	62,700
商 品	31,431,992	未 払 法 人 税 等	13,194,500
立 替 金	201,000	前 受 金	10,844,539
前 払 費 用	18,218,334	預 り 金	28,200
預 け 金	964,896	【固定負債】	78,320,335
【固定資産】	296,191	長 期 借 入 金	78,320,335
【投資その他の資産】	296,191	負 債 の 部 合 計	105,348,548
出 資 金	20,000	純 資 産 の 部	
敷 金	115,000	【株主資本】	31,802,529
長 期 前 払 費 用	96,191	資 本 金	1,000,000
保 険 積 立 金	65,000	利 益 剰 余 金	30,802,529
		そ の 他 利 益 剰 余 金	30,802,529
		繰 越 利 益 剰 余 金	30,802,529
		(うち当期純利益金額)	26,550,325
		純 資 産 の 部 合 計	31,802,529
資 産 の 部 合 計	137,151,077	負 債 及 び 純 資 産 合 計	137,151,077

損 益 計 算 書

自 令和 2年12月 1日
至 令和 3年11月30日

株式会社 i i y

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	234,821,112	
売 上 高 合 計		234,821,112
【売上原価】		
期 首 商 品 棚 卸 高	15,538,221	
当 期 商 品 仕 入 高	84,714,718	
支 払 手 数 料 【 原 価 】	33,199,413	
仕 入 諸 掛	1,335,950	
広 告 宣 伝 費 【 原 価 】	23,433,400	
荷 造 運 賃 【 原 価 】	44,496,032	
租 税 公 課 【 原 価 】	3,763,800	
合 計	206,481,534	
期 末 商 品 棚 卸 高	31,431,992	
売 上 原 価		175,049,542
売 上 総 利 益 金 額		59,771,570
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		18,548,613
営 業 利 益 金 額		41,222,957
【営業外収益】		
受 取 利 息	1,160	
受 取 配 当 金	402	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	56,000	
雑 収 入	161,632	
営 業 外 収 益 合 計		219,194
【営業外費用】		
支 払 利 息	194,651	
為 替 差 損	819,819	
営 業 外 費 用 合 計		1,014,470
経 常 利 益 金 額		40,427,681
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		40,427,681
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		13,877,356
当 期 純 利 益 金 額		26,550,325

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 2年12月 1日
至 令和 3年11月30日

株式会社 i i y

(単位： 円)

科 目	金 額	
役 員 報 酬	2,748,000	
法 定 福 利 費	694,533	
外 注 費	5,902,799	
荷 造 運 賃	12,401	
接 待 交 際 費	244,521	
会 議 費	459,936	
旅 費 交 通 費	940,343	
通 信 費	848,684	
販 売 促 進 費	1,438,179	
消 耗 品 費	1,232,027	
水 道 光 熱 費	40,103	
諸 会 費	38,450	
支 払 手 数 料	391,172	
車 両 費	110,000	
地 代 家 賃	852,000	
保 険 料	524,260	
租 税 公 課	79,850	
支 払 報 酬 料	990,000	
サ ン プ ル 品	576,086	
長 期 前 払 費 用 償 却	65,091	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	64,000	
雑 費	296,178	
販売費及び一般管理費合計		18,548,613

株主資本等変動計算書

自 令和 2年12月 1日
至 令和 3年11月30日

株式会社 i i y

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		1, 000, 000
	当期末残高		1, 000, 000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		4, 252, 204
	当期変動額	当期純利益金額	26, 550, 325
	当期末残高		30, 802, 529
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		4, 252, 204
	当期変動額		26, 550, 325
	当期末残高		30, 802, 529
株 主 資 本 合 計	当期首残高		5, 252, 204
	当期変動額		26, 550, 325
	当期末残高		31, 802, 529
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		5, 252, 204
	当期変動額		26, 550, 325
	当期末残高		31, 802, 529

注 記 表

株式会社 i i y

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法により評価

引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため法人税法の規定による法定繰入率により計上

収益及び費用の計上基準

収益については実現主義により、費用については発生主義により計上

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理

消費税の会計処理は税込方式によっている

株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済み株式の数 100株

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 318,025 円 29 銭

一株当たり当期純利益金額 265,503 円 25 銭

以上のとおり報告します。

令和 4年 1月20日

株式会社 i i y

代 表 取 締 役 大前 光